

【諮問第220号】

20川情個第70号
平成21年3月17日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する
異議申立てについて（答申）

平成20年1月10日付け19川総人第872号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った部分開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成19年11月30日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「保育士だった私に対して、健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の私の机・本箱・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下（裁判決着）にもかかわらず、片付けなければ処分をすると脅かし続け、常軌を逸した対応するので、物件を購入し搬出すると申し出たにもかかわらず、懲戒処分をした伺い等の開示について」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、平成19年11月12日付け19川総人第690号「職員の処分について（伺い）」の起案文書一式及び事情聴取に用いた文書と特定した。そして、被処分者（異議申立人）の氏名、年齢、職種、所属（所属の施設、所属を識別又は類推することのできる文書番号及び受付印の一部を含む）、職位、級号給、印、職員コード及び異動年月日並びに上司の所属、職位及び氏名、さらに、事情聴取の内容及び方法を条例第8条第1号に該当するものとして、また、事情聴取記録書に記載の事情聴取を行った場所については条例第8条第4号に該当するものとして平成19年12月14日付けで部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成19年12月27日付けで、「開示されたものは請求者自身の内容にもかかわらず、黒塗りの部分が多く、納得できません。」として全部開示を求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第220号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成20年3月19日付け意見書及び同年7月14日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 懲戒処分を受けた異議申立人は、審議経過等を知る権利がある。そして、その審議状況や起案等について精査しなければならないと考え開示請求を行った。
- (2) 実施機関は異議申立人自身に関する情報であっても、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報に該当するとして不開示としているが納得できない。第三者からの開示請求であれば実施機関の対応は理解できるが、異議申立人本人が作成した文書すらも不開示にすることは理解できない。
- (3) 懲戒処分に係る事情聴取記録について、実施機関は事情聴取を行った場所やその方法が条例第8条第4号エに該当し、公正かつ円滑な人事の確保に支障があるとしている。処分に係る審議の公平さに疑義があるため開示請求をしたので、全く合理的な理由になっていない。
- (4) 対象公文書に資料1として添付されている言動記録について、他人に知られたくないと感じる個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報である

としており、一般的には是認できるものだが、公開の対象としている処分は冤罪そのものであり、その不当性を追求している異議申立人自身のものなのですべて開示することを要求する。

- (5) 答申の際には実施機関の開示、不開示の判断が単に妥当であったかどうかという結論のみで終わることなく、行政のあり方論にも多少触れる内容となることを望む。

4 実施機関の主張要旨

平成20年2月18日付け処分理由説明書及び同年6月9日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 条例の規定に基づく公文書公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度であり、開示請求者側の個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が異なるべきではないものである。したがって、開示請求者が懲戒処分を受けた当事者であっても、それ以外の者が開示請求を行った場合と開示、不開示の判断の結果は同じものとなる。

- (2) 被処分者（異議申立人）の氏名、年齢、職種、所属（所属の施設、所属を識別又は類推することのできる文書番号及び受付印の一部を含む）、職位、級号給、印、職員コード及び異動年月日は特定の個人を識別することができる情報に当たるとして不開示とした。条例の規定では、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の職、氏名、職務遂行内容に関する情報は、条例第8条第1号ただし書きにより不開示情報（個人に関する情報）から除外されている。しかしながら、懲戒処分を受けることは、職員としての身分取扱いに係る情報であって、被処分者にとってその職務遂行に係る情報には該当しない。したがって、被処分者の氏名等について不開示としたものである。

- (3) 被処分者の上司の所属、職位、氏名は公務員である当該上司の職務遂行に係る情報であるため開示すべき情報であるが、これを開示することによって、被処分者を識別しうる情報となるため不開示とした。

- (4) 事情聴取記録書に記載の事情聴取を行った場所については、これを開示することにより、被聴取者のプライバシーの確保、迅速適切な事情聴取の実施が困難となる恐れがある。このため、条例第8条第4号エに規定されている「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」に該当すると判断して不開示とした。

- (5) 事情聴取記録書の内容については、事情聴取は被聴取者が非違行為に係る経緯や本人の主張、心情の吐露など、事実確認のために詳細な内容にまで踏み込んで行うものである。これらは、他人に知られたくないと感じる個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であることから、条例第8条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれ」がある情報に該当するため不開示とした。

- (6) 事情聴取記録書に記載の事情聴取の方法については、これを開示することにより、将来の同種の懲戒処分の事務の適正な遂行に支障を生ずるおそれがあることから条例第8条第4号エに該当するため不開示とした。

(7) 被処分者に関する言動記録については、事情聴取の内容と同様、非違行為に係る経緯、被聴取者の主張、心情の吐露など他人に知られたくないと感じる個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であることから、条例第8条第1号に該当するため不開示とした。

5 審査会の判断

本件の争点は、(1) 請求者(異議申立人)本人に関する個人情報につき、市の情報公開条例に基づく本人からの開示請求が認められるか否か(2) 本件対象公文書中の不開示処分は妥当であったかどうかの2点である。後者は、本件における条例第8条第1号(個人に関する情報)及び条例第8条第4号(事務又は事業に関する情報)の適用が妥当であったかどうかである。

(1) 本人からの開示請求について

この点についての本審査会の判断はすでに諮問第219号の答申で明らかにしたところであるが、再度判断を確認しておくこととする。

すでに「2 異議申立ての趣旨及び経緯」の項において述べたように、本件対象公文書中の情報の中には請求者本人の個人に関する情報が多数含まれており、実施機関は、本件請求はあくまで情報公開請求であり、請求者が本人であるか、その他の第三者であるかを問わず、個人に関する情報であれば不開示処分をすることになるとしている。

そこで、川崎市情報公開条例が請求者本人による自己の個人に関する情報公開請求(以下、「本人開示」という。)をみとめているかどうかについて検討してみると、川崎市においてはすでに個人情報保護条例が存在しており、両者は開示の範囲が異なるだけでなく、不開示情報を定める場合に考慮すべき事情も異なり、また本人に対してでも開示することが適切でない情報の範囲の定め方の違いなど不開示情報の範囲や性質も異なった定めをおいている。さらに情報公開条例においては本人請求の前提となる本人確認の手続もおかれていないほか、条文の構造からしても個人に関する情報について、本人に関する情報か否かの区別はなされていない。したがって、本人開示を認めるかどうかの問題は、個人の権利利益の保護のための制度のもとで解決されるべきものであり、個人情報保護条例の下での自己情報の開示請求の問題として処理するのが、両制度の制定趣旨及び規定ぶりになかった解釈というべきである。なお国の情報公開法のもとでも、情報公開法が本人開示を認めない趣旨であることは明らかであったとした内閣府情報公開審査会答申(内閣府情報公開審査会答申13-138「特定個人に係る診療録の不開示決定に関する件」)があり、これらの事情は川崎市においても異なるものではない。以上により、本件公文書開示請求において、自己に関する情報について請求された場合であっても、第三者からの請求と同様に取り扱い、個人に関する情報として不開示情報に該当すればたとえ本人であっても不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(2) 本件における条例第8条第1号(個人に関する情報)及び条例第8条第4号(事務又は事業に関する情報)の適用の妥当性

本件対象公文書は、「職員の処分について」と題する起案文書及び事情聴取に用いた文書である。「職員の処分について」と題する起案文書には、処分案、懲戒処分書、処分説明書、事情聴取記録書、異議申立人より提出された「事情聴取の第一次修正願い後の人事課修正案に対する再修正願い記録について」と題する文書、修正前の事情聴取記録書、健康福祉局からの報告文書、報告文書添付の資料1（言動記録）、報告文書添付資料2（職務命令書（写し））、報告文書添付資料3（文書注意書（写し））、地方公務員法の規定抜粋、市長事務部局における懲戒処分の処分量定の標準に関する文書が添付されている。また、事情聴取に用いた文書は、被処分者あての事情聴取通知文書、当該案件に関する職務命令及び文書注意調べ並びに当該案件に関する職務命令書及び文書注意書の写しである。

以上の文書中の情報に関する処分につき以下のように判断する。

- ア 被処分者の氏名、年齢、職種、所属（所属の施設、所属を識別又は類推することのできる文書番号及び受付印の一部を含む）、職位、級号給、印、職員コード及び異動年月日は、職員の非違行為に関連する情報であって、職務の遂行に係るものではないから個人に関する情報（条例第8条第1号）に当たることが明らかであり、この部分を不開示としたことは妥当である。
- イ 被処分者の上司の所属、職位及び氏名は、職務遂行に係る情報であるが、同時に被処分者を識別し得る情報であり、個人に関する情報として不開示としたことは妥当である。
- ウ 事情聴取の場所に関する情報は、被聴取者の個人情報の保護、適切な事情聴取の実施を考慮して選定されるものであり、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（条例第8条第4号工）のある情報であるから、これを不開示にしたことは妥当である。
- エ 事情聴取の内容・方法に関する情報は、当該非違行為にかかる経緯、日時、場所、非違行為の理由、被聴取者の主張、心情の吐露などを含むものであり、「特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれ」（条例第8条第1号後段）のある情報であり、かつ、将来の同種懲戒事案の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であることから、「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（条例第8条第4号工）に該当する情報であって、不開示としたことは妥当である。なお実施機関の主張によれば、事情聴取の内容・方法に関する情報で上記の不開示部分を除いた部分には有意な情報は記録されていないとしてその他の事情聴取に係る部分はすべて不開示としたとしている。しかし、本審査会の検分したところによれば、事情聴取及び事情聴取に関連する情報は、全体として上記条例第8条第1号後段及び条例第8条第4号工に該当するものであって、開示処分になじむものではない（当審査会も可能な限り部分開示を認めるべきものと考えるが、本件事事情聴取記録や事情聴取関連情報は性質上、各々一体として判断すべきものである。）。したがって、条例第9条第1項ただし書きを適用するまでもなく、当該部分を不開示とした措置は妥当である。
- オ 健康福祉局から提出された報告文書に添付された被処分者の言動記録につい

ては、上記エと同様に判断する。したがって、条例第9条第1項ただし書きを適用するまでもなく、当該言動記録につき、不開示とした措置は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 鈴木庸夫

委員 高岡香

委員 安富潔

委員 葭葉裕子